# 監 查 報 告

平 成 12 年 6 月

兵庫 県 監 査 委 員

#### 兵庫県知事 貝 原 俊 民 様

兵庫県監査委員印

橋 本 俊 作 印

小 西 庸 夫 印

釜 谷 研 造 印

中 村 茂 印

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成12年3月31日から5月11日までの間 に執行した地方機関等の監査の結果を別添のとおり報告します。

## - 目 次 -

第1	ま え が き	1
第 2	地方機関等	3
1	<b>企画管理部関係</b>	
	東播磨県民局	5
	明石財務事務所	5
	社財務事務所	6
	加古川財務事務所	7
	竜野財務事務所	8
	上郡財務事務所	9
	県立看護大学	10
Ì	<b>具民生活部関係</b>	
	明石保健所	10
	高砂保健所	10
	社 保 健 所	10
	竜 野 保 健 所	10
	赤穂保健所	11
	佐 用 保 健 所	11
	加古川保健所	11
	西脇保健所	11
	三木保健所	11
	加西保健所	11
	山 崎 保 健 所	11
	北播磨福祉事務所	11
	宍粟福祉事務所	11
	西播磨福祉事務所	11
	県立西播磨文化会館	馆 11
	県立東播磨生活科学	学センタ <b>ー</b> 11
	中央こどもセンタ-	<del> 11</del>

県 立 明 石 学 園		11
食肉衛生検査センタ	7 <b>—</b>	11
県立のじぎく療育も	zンタ <b>ー</b>	11
農林水産部関係		
加古川農林事務所		12
竜野農林事務所		12
社農林事務所		12
上郡農林事務所		12
社土地改良事務所		13
三木土地改良事務所	f	13
竜野土地改良事務所	f	13
県立中央農業技術も	zンター	13
県立森林・林業技術	デセンタ <b>ー</b>	13
県立水産試験場		13
東播磨農業水利建設	设事務所	13
県土整備部関係		
社 土 木 事 務 所		13
加古川土木事務所		14
竜野土木事務所		14
上郡土木事務所		14
教育委員会関係		
東播磨教育事務所		15
県立教育研修所		15
県立図書館		15
県立嬉野台生涯教育	<b>『センター</b>	15
農業高等学校		
		15
三木東高等学校		
三木東高等学校 東播磨高等学校		16
		16 16

のじぎく養護学校	16
いなみ野養護学校	16
赤穂養護学校	16
明石高等学校	17
明石南高等学校	17
錦城高等学校	17
明石北高等学校	17
明石城西高等学校	17
明石清水高等学校	17
明石西高等学校	17
加古川北高等学校	17
加古川東高等学校	17
加古川西高等学校	17
加古川南高等学校	17
東播工業高等学校	17
西脇高等学校	17
西脇北高等学校	17
西脇工業高等学校	17
三木高等学校	17
三木北高等学校	17
高砂高等学校	17
高砂南高等学校	17
松陽高等学校	17
播磨南高等学校	17
小野高等学校	17
小野工業高等学校	17
吉川高等学校	17
社 高 等 学 校	17
多可高等学校	17
北条高等学校	17

播磨農業高等学校	 17
相生高等学校	 17
相生産業高等学校	 17
竜 野 高 等 学 校	 17
竜野実業高等学校	 17
新宮高等学校	 17
赤穂高等学校	 17
上郡高等学校	 17
佐用高等学校	 17
山崎高等学校	 17
千種高等学校	 17
北はりま養護学校	 18
播磨養護学校	 18
公安委員会関係	
明石警察署	 . •
三木警察署	 18
社 警 察 署	 18
加西警察署	 18
西 脇 警 察 署	 18
加古川警察署	 18
高砂警察署	 18
竜 野 警 察 署	 18
相 生 警 察 署	 18
赤穂警察署	 18
佐 用 警 察 署	 18

## 第 1 まえがき

地方自治法第199条第4項の規定により、平成12年3月31日から5月11日までの間に おいて地方機関等106箇所の監査を執行した結果、各監査対象とも事務事業の執行に 努力し、それぞれ成果を収めたものと認められるが、なお留意改善を要すると認め られる事項があるので、各監査対象ごとに記述し、監査の報告とする。

これらの事項については、その後直ちに措置されたものも見受けられるが、未措 置のものについては早急に適切な措置が講じられることを要望する。

### 第 2 地 方 機 関 等

1 地方機関等の名称は平成12年4月1日現在のものである。

なお、平成12年3月31日に廃止された機関については廃止時の名称を記載 した。

2 地方機関等の名称の右側( )書きは監査執行年月日である。

#### 企画管理部関係

東播磨県民局

(平.12.4.25)

収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)における設備近代化資金違約弁償金等の収入未済額は、9件、9,911,541円で、全額が滞納繰越分である。

収入の促進に引き続き努められたい。

#### 明石財務事務所

(平.12.4.26)

1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12年1月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

	_ \	分										徴	収	前年度
			調	定	額	徴	収	額	不納欠損額	預	徴収未済額			同期の
税	<u> </u>											割	合	同割合
					円			円	F	7	円		%	%
県	個	人	7,5	84,04	43,626	5,1	144,79	94,906	25,559,44	18	2,413,689,272	67	7.8	67.2
民	法	人	7:	21,74	45,605	7	704,86	31,397	3,426,31	0	13,457,898	97	7.7	98.2
税	利子	割	5	27,45	50,369	5	527,45	0,369		0	0	100	0.0	100.0
事業	個 法	人	5	41,52	23,923	4	169,87	71,714	858,17	7	70,794,032	86	6.8	89.2
税	法	人	3,0	91,92	29,718	3,0	030,66	66,800	8,389,42	20	52,873,498	98	3.0	98.4
											(99,271,110)			
不	動産取得	稅	1,2	21,27	73,604	Ş	993,44	15,503	1,917,50	9	225,910,592	8	1.3	84.6
J J	り場利用	税	1,0	23,98	39,500	1,0	)16,70	04,300		0	7,285,200	99	9.3	98.6
特	別地	方												
消	費	税		79,49	95,212		73,13	34,368	56,52	23	6,304,321	92	2.0	93.5
自	動車	税	4,6	26,42	20,796	4,3	327,92	25,319	7,887,15	3	290,608,324	93	3.5	94.2
											(69,924,276)			
軽	油引取	税	1,8	28,37	70,937	1,7	757,32	24,410		0	71,046,527	96	3.1	95.2
旧	法による	税		65	54,516			0		0	654,516	(	0.0	16.1
											(169,195,386)			
	슴 計	<u> </u>	21,2	46,89	97,806	18,0	046, 17	79,086	48,094,54	10	3,152,624,180	84	4.9	85.6
	(注)	1	(中日口 十	一、文字	細っさ	- 字沙山	ID XX 고	11+ 1	ノ中事キ		+_			

- (注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を() 内書きした。
  - 2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、84.9%となっており、前年度同期と比較して0.7ポイント低下している。

#### 2 収税事務について

平成11年度(12年1月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は13人で、その総額は98,756,657円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

#### 3 課税事務について

個人事業税が、1件、13,500円過大課税となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

#### 4 経理事務について

通勤手当等が、16件、175,062円過大支給、旅費が、7件、5,493円過少支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

#### 社財務事務所

(平.12.5.8)

1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12年1月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

		区分										徴	収	前年度
`	\ '	٥Л	<b>-</b>		ΔŦ	/ili.L	П	÷Ξ	<b>~</b> /	ᄱᄔᄓᄝᅠᆂ	- \ <del></del>	1±X	ЧХ	
			調	定	額	徴	収	額	不納欠損額	徴収未	<b>済</b> 額			同期の
税	■											割	合	同割合
					円			円	円		円		%	%
県	個	人	3,4	83,03	6,458	2,4	32,19	97,104	4,792,313	1,046,	047,041	69	9.8	70.2
民	法	人	5	34,46	31,748	5	29,64	49,115	59,993	4,	752,640	99	9.1	99.1
税	利 子	割	1	89,70	6,890	1	89,70	06,891	0		1	100	0.0	100.0
事業税	個	人	3	66,65	4,039	3	34,83	31,678	58,800	31,	763,561	9	1.3	93.4
税	法	人	2,3	98,95	52,235	2,4	04,00	09,253	0	5,	057,018	100	0.2	99.9
										(11,9	84,920)			
不	動産取	导税	8	96,79	1,949	8	16,03	30,790	3,473,846	77,	287,313	9	1.0	89.8
J, l	い場利!	用税	1,4	16,56	7,300	1,3	81,47	79,600	0	35,	087,700	9	7.5	99.3
特	別地	方												
消	費	税		28,53	88,851		27,15	58,585	0	1,	380,266	9	5.2	96.8
自	動車	税	3,2	68,24	3,662	3,1	04,03	33,902	3,055,912	161,	153,848	9	5.0	95.0
鉱	X	税		13	9,600		13	39,600	0		0	100	0.0	100.0
狩	<b>猟者登</b> 録	渌税		3,48	35,200		3,48	35,200	0		0	100	0.0	100.0
										(99,5	65,979)			
軽	油引耳	又税	1,2	83,68	8,693	1,1	83,62	24,854	0	100,	063,839	92	2.2	94.2
入	猟	税		2,39	4,300		2,39	94,300	0		0	100	0.0	100.0
旧	去による	る税		15	6,311			0	0		156,311	(	0.0	0.0
										(111,5	50,899)			
	<b>会</b>	i†	13,8	72,81	7,236	12,4	08,74	40,872	11,440,864	1,452,	635,500	89	9.4	90.4

<sup>(</sup>注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を() 内書きした。

2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、89.4%となっており、前年度同期と比較して1.0ポイント低下している。

#### 2 収税事務について

平成11年度(12年1月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は8人で、その総額は38,234,600円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

#### 加古川財務事務所

(平.12.4.25)

1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12年1月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

		区分	•										徴	収	前年度
			訓	剒	定	額	徴	収	額	不納欠損額	徴収未え	斉額			同期の
税													割	合	同割合
						円			円	円		円		%	%
県	個	人	. 8	,31	1,09	95,551	5,4	96,90	8,658	37,553,920	2,776,63	32,973	6	6.1	65.7
民	法	人	. 1	,08	4,72	27,109	1,0	51,21	0,507	126,915	33,38	89,687	9	6.9	97.8
税	利	子害	J	30	0,26	6,124	3	00,26	6,124	0		0	10	0.0	100.0
事業税	個	人		57	6,70	08,995	4	59,39	93,663	1,918,050	115,39	97,282	7	9.7	83.9
稅	法	人	. 5	,20	9,25	3,626	5,0	40,73	36,455	348,500	168,10	68,671	9	6.8	97.9
											(53,169	9,730)			
不	動産取	又得稅	į 1	,67	75,02	25,410	1,2	96,96	67,421	9,061,760	368,99	96,229	7	7.4	78.8
J, l	い場系 かんりょう かいしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	川用稅	į	6	57,1∠	13,150		67,63	39,250	0	49	96,100	10	0.7	100.0
特	別:	地方	ī												
消	費	秄	į	4	7,19	90,532		44,67	74,004	0	2,5	16,528	9	4.7	94.1
自	動	車 移	5 5	,61	4,41	8,123	5,2	96,29	91,962	10,090,923	308,0	35,238	9	4.3	94.4
狩	猟者登	發稅	į		5,82	29,800		5,82	29,800	0		0	10	0.0	100.0
											(105,130	0,617)			
軽	油引	取稅	į 1	,51	0,13	31,785	1,4	05,00	7,568	0	105,12	24,217	9	3.0	92.7
λ	猟	稅	į		3,81	1,700		3,81	1,700	0		0	10	0.0	100.0
旧	法によ	る移	ij		69	8,187		4	11,000	186,254	4	70,933		5.9	12.6
											(158,300	0,347)			
	合	計	24	,40	6,30	00,092	20,4	68,77	78,112	59,286,322	3,878,23	35,658	8	3.9	84.8

- (注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を()内書きした。
  - 2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、83.9%となっており、前年度同期と比較して0.9ポイント低下している。

#### 2 収税事務について

平成11年度(12年1月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は38人で、その総額は381,709,057円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

#### 3 課税事務について

個人事業税が、3件、34,500円過大課税、1件、51,600円過少課税となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

#### 4 経理事務について

電気料金を早収期限日までに納めなかったため、加算額、1件、30,120円を徴収されていた。

事務処理に当たり注意されたい。

#### 竜野財務事務所

(平.12.4.19)

1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

_						-									
		X	分										徴	収	前年度
				調	定	額	徴	ЦΣ	額	不納欠損額	頚	徴収未済額			同期の
税	目												割	合	同割合
						円			円	F	<del>၂</del>	円		%	%
県	個		人	2,6	63,16	64,663	1,6	92,01	6,159	2,209,86	67	968,938,637	6	3.5	63.4
民	法		人	2	85,15	54,562	2	84,79	1,444		0	363,118	9	9.9	99.6
税	利	子	割	1	01,82	21,816	1	01,82	1,816		0	0	10	0.0	100.0
事業税	個		人	2	93,16	62,622	2	66,20	3,131	404,74	13	26,554,748	9	0.8	89.6
税	法		人	1,2	55,88	85,520	1,2	62,54	1,928		0	6,656,408	10	0.5	100.0
												(6,622,635)			
不	動産	取得	税	4	77,58	85,016	4	24,18	1,836	1,150,16	60	52,253,020	8	8.8	89.3
J J	り場	利用	税	1	20,48	39,950	1	20,48	9,950		0	0	10	0.0	100.0
特	別	地	方												
消		曹	税		33,43	35,765		33,09	8,976	43,48	38	293,301	9	9.0	99.5
自	動	車	税	2,4	57,42	28,440	2,3	53,14	5,632	1,946,71	4	102,336,094	9:	5.8	95.4
鉱	Σ	<u> </u>	税		67	76,000		67	6,000		0	0	10	0.0	100.0
狩	猟者	登録	税		4,30	02,400		4,30	2,400		0	0	10	0.0	100.0
												(263,271,718)			
軽	油引	川取	税	1,8	38,86	66,037	1,5	75,60	8,251		0	263,257,786	8	5.7	85.3
入	3)	Ĭ.	税		2,97	79,600		2,97	9,600		0	0	10	0.0	100.0
旧	法に	よる	税		14	47,485			0	147,48	35	0	(	0.0	0.0
												(269,894,353)			
Li	合	計		9,5	35,09	99,876	8,1	21,85	7,123	5,902,45	57	1,407,340,296	8	5.2	85.6

- (注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を() 内書きした。
  - 2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、85.2%となっており、前年度同期と比較して0.4ポイント低下している。

#### 2 収税事務について

平成11年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は1人で、その額は

3,344,300円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

#### 上郡財務事務所

(平.12.4.19)

1 県税の調定及び徴収状況について

平成11年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

	\	区分	•									徴	収	前年度
			誹	J 5	Ē	額	徴	収	額	不納欠損額	徴収未済額			同期の
税	Ħ											割	合	同割合
						円			円	円	円		%	%
県	個	人	. 2	,069	, 87	0,876	1,2	87,4	45,436	2,727,219	779,698,221	6	2.2	61.9
民	法	人		255,	, 89	5,440	2	53,83	35,896	0	2,059,544	9	9.2	99.8
税	利	子 害	J	63,	, 64	1,802		63,64	41,802	0	0	10	0.0	100.0
事業税	個	人	,	150,	, 57	6,590	1	35,69	93,200	226,165	14,657,225	9	0.1	91.4
税	法	人	, 1	, 187 ,	,08	1,130	1,1	89,3	34,650	0	2,253,520	10	0.2	101.1
											(7,852,700)			
不	動産!	取得稅	į	417	, 88	3,509	3	58,19	94,580	950,375	58,738,554	8	5.7	86.4
٦ <sup>*</sup> J	い場:	利用稅	į	427	, 30	8,550	3	91,69	99,150	0	35,609,400	9	1.7	89.9
特	別	地方	ī											
消	費	量 稅	į	52,	, 16	4,502		39,70	01,380	0	12,463,122	7	6.1	73.3
自	動	車稅	1	, 681 ,	, 19	6,555	1,6	04,59	96,773	2,143,400	74,456,382	9:	5.4	95.7
鉱	×	☑ 稅	į		60	2,600		60	02,600	0	0	10	0.0	99.1
狩	猟者:	登録稅	į	3,	, 26	9,500		3,20	69,500	0	0	10	0.0	100.0
											(1,223,473,668)			
軽	油弓	取移	6	, 221 ,	, 17	5,360	4,9	97,6°	11,461	0	1,223,563,899	8	0.3	82.1
入	貓	<b>耗</b> 稅	į	2,	, 30	7,500		2,30	07,500	0	0	10	0.0	100.0
											(1,231,326,368)			
Í	合	計	12	,532	, 97	3,914	10,3	27,93	33,928	6,047,159	2,198,992,827	8:	2.4	83.9

(注) 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

徴収割合は、82.4%となっており、前年度同期と比較して1.5ポイント低下している。

#### 2 収税事務について

平成11年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は5人で、その総額は80,636,226円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

3 課税事務について

個人事業税が、2件、35,000円過大課税、不動産取得税が、2件、723,400円過少課税となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

4 管理事務について

還付加算金の算定が、3件、26,600円過大となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

県立看護大学

(平.12.4.25)

経理事務について

旅費が、1件、3,097円過大支給、1件、13,860円過少支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

#### 県民生活部関係

明石保健所

(平.12.4.26)

経理事務について

通勤手当が、1件、37,360円過大支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

高砂保健所

(平.12.4.25)

経理事務について

報酬が、1件、12,500円支出先誤りとなっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

社 保 健 所

(平.12.5.8)

経理事務について

通勤手当が、1件、20,000円過少支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

竜 野 保 健 所

(平.12.4.19)

経理事務について

通勤手当が、2件、27,100円過大支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

#### 赤穂保健所

(平.12. 4.19)

経理事務について

通勤手当が、1件、14,000円過少支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

#### 佐用保健所

(平.12.4.20)

物品の損傷について

平成11年6月21日に自損事故により公用車1台を損傷している。 物品の管理に留意されたい。

加古川保健所	(平.12. 4.26)
西 脇 保 健 所	(平.12.5.9)
三木保健所	(平.12.5.8)
加西保健所	(平.12.5.9)
山崎保健所	(平.12. 4.20)
北播磨福祉事務所	(平.12.5.9)
宍粟福祉事務所	(平.12. 4.20)
西播磨福祉事務所	(平.12. 4.20)
県立西播磨文化会館	(平.12. 4.20)
県立東播磨生活科学センター	(平.12. 4.27)
事務処理は、おおむね適正	こと認められた。

#### 中央こどもセンター

(平.12.4.25)

収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)における児童福祉施設弁償金等の収入未済額は、780件、 12,076,846円で、うち滞納繰越分は、594件、8,660,490円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

県立明石学園

(平.12.4.27)

食肉衛生検査センター

(平.12.4.27)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

#### 県立のじぎく療育センター (平.12.5.8)

1 利用状況について

平成11年度(12年1月末現在)における当療育センターの利用状況を前年度同期と比較する と次表のとおりである。

		外来	患者		入	院	Ę	县 者	
X	分		1日		1日	病	<b>长数</b>	病床和	间用 率
	)J	延べ人員	平均	延べ人員	平均	許可	稼働	許可病床数	稼働病床数
			Ļ,		Τν	病床	病床	に対する率	に対する率
平成 11	年度	人	人	人	人	床	床	%	%
(12年1	月末)	17,764	88	29,564	97	220	162	43.9	59.6
平成 1	0 年度								
(11年1	月末)	18,641	91	30,592	100	220	162	45.4	61.7
差引增減	咸( )	877	3	1,028	3	0	0	1.5	2.1

#### 2 診療報酬請求事務について

診療報酬の請求が、1件、9,260円過大、3件、9,347円過少となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

#### 3 収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)におけるのじぎく療育センター使用料等の収入未済額は、21件、738,483円で、うち滞納繰越分は、12件、289,979円である。

収入の促進になお一層努められたい。

#### 農林水産部関係

加古川農林事務所

(平.12. 4.26)

経理事務について

期末手当等が、2件、127,702円過大支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

竜野農林事務所

(平.12. 4.19)

物品の損傷について

平成11年5月24日に自損事故により公用車1台を損傷している。 物品の管理に留意されたい。

社農林事務所

(平.12.5.9)

上郡農林事務所

(平.12. 4.19)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

社土地改良事務所

(平.12.5.8)

経理事務について

時間外勤務手当が、1件、5,336円過大支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

三木土地改良事務所

(平.12.5.8)

竜野土地改良事務所

(平.12.4.19)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県立中央農業技術センター (平.12.5.9)

1 経理事務について

扶養手当等が、3件、18,165円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

2 物品の損傷について

平成11年8月6日に追突事故により公用車1台を損傷している。

物品の管理に留意されたい。

県立森林・林業技術センター (平.12.4.20)

県立水産試験場

(平.12.4.26)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

東播磨農業水利建設事務所 (平.12.3.31)

経理事務について

通勤手当が、1件、92,000円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

#### 県土整備部関係

社土木事務所 (平.12.5.9)

1 工事関係事務について

永久橋架換工事等の設計で、設計額が、2件、148,050円過大となっていた。

設計に当たり注意されたい。

2 経理事務について

旅費が、2件、6,480円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

加古川土木事務所

(平.12.4.25)

- 1 占・使用許可事務について
  - (1) 平成11年3月に許可期間が満了した公有土地水面使用等のうち、12年1月末現在許可 更新等手続未了のものが18件ある。

早期に措置されたい。

- (2) 港湾施設占用料が、2件、164,340円過大徴収となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。
- 2 管理事務について

平成12年1月末現在における廃川敷地の無断使用は、3件、329平方流である。 無断使用の解消に引き続き努められたい。

3 収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済額は、21件、1,867,952円で、うち滞納繰越分は、2件、1,432,776円である。

収入の促進になお一層努められたい。

4 物品の損傷について

平成11年2月10日に接触事故により公用車1台を損傷している。 物品の管理に留意されたい。

#### 竜野土木事務所

(平.12.4.20)

1 工事関係事務について

河川改良工事の設計で、設計額が、1件、289,800円過少となっていた。 設計に当たり注意されたい。

2 工事用取得土地の登記事務について

平成11年12月末現在における工事用取得土地のうち、未登記筆数は、1筆(登記留保承認 筆数を除く。)である。

登記事務の促進になお一層努められたい。

#### 上郡土木事務所

(平.12.4.19)

1 工事関係事務について

交通安全施設整備工事に伴う物件移転補償の設計で、設計額が、1件、61,960円過少となっていた。

設計に当たり注意されたい。

#### 2 収入の促進について

平成11年度(12月末現在)における港湾施設占用料等の収入未済額は、16件、4,199,310円で、うち滞納繰越分は、1件、1,856,540円である。

収入の促進に努められたい。

#### 3 経理事務について

児童手当が、1件、5,000円過大支給、勤勉手当が、1件、26,433円過少支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

#### 4 予算執行について

河川総合開発事業の精算の際に、平成10年度予算の不足を補うため、支払済みの工事代金の一部52,500円を返納させていた。

適正な予算執行に努められたい。

#### 教育委員会関係

#### 東播磨教育事務所

(平.12.4.26)

収入の促進について

平成11年度(12年1月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、1,723件、121,842,620円で、うち滞納繰越分は、1,242件、84,970,020円である。

収入の促進になお一層努められたい。

県立教育研修所

(平.12.5.9)

県立図書館

(平.12.4.25)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

#### 県立嬉野台生涯教育センター (平.12.5.9)

#### 経理事務について

使用料及び賃借料(複写機使用料)が、1件、8,410円過少支出となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

#### 農業高等学校

(平.12.4.28)

#### 授業料の徴収状況について

平成11年度(12年1月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、88.1%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、13件、111,000円である。

納期内納付の促進に努められたい。

三木東高等学校

(平.12.5.11)

経理事務について

勤勉手当が、1件、34,307円過少支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

東播磨高等学校

(平.12. 4.28)

経理事務について

児童手当が、1件、20,000円過大支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

太子高等学校

(平.12.4.24)

経理事務について

扶養手当等が、2件、16,800円過大支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

伊和高等学校

(平.12.4.24)

授業料の徴収状況について

平成11年度(12月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、18件、161,400円である。

納期内納付の促進に努められたい。

のじぎく養護学校

(平.12.5.11)

経理事務について

勤勉手当が、1件、111,229円過大支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

いなみ野養護学校

(平.12. 4.28)

経理事務について

通勤手当が、1件、106,200円過大支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

赤穂養護学校

(平.12.4.21)

経理事務について

扶養手当等が、2件、5,350円過大支給となっていた。 事務処理に当たり注意されたい。

明石高等学校	(平.12. 4.28)
明石南高等学校	(平.12. 4.28)
錦城高等学校	(平.12. 4.28)
明石北高等学校	(平.12. 4.28)
明石城西高等学校	(平.12. 4.28)
明石清水高等学校	(平.12. 4.28)
明石西高等学校	(平.12. 4.27)
加古川北高等学校	(平.12. 4.28)
加古川東高等学校	(平.12. 4.27)
加古川西高等学校	(平.12. 4.28)
加古川南高等学校	(平.12. 4.27)
東播工業高等学校	(平.12. 4.27)
西脇高等学校	(平.12. 5.10)
西脇北高等学校	(平.12. 5.11)
西脇工業高等学校	(平.12. 5.11)
三木高等学校	(平.12. 5.11)
三木北高等学校	(平.12. 5.11)
高砂高等学校	(平.12. 4.28)
高砂南高等学校	(平.12. 4.28)
松陽高等学校	(平.12. 4.28)
播磨南高等学校	(平.12. 4.28)
小野高等学校	(平.12. 5.11)
小野工業高等学校	(平.12. 5.11)
吉川高等学校	(平.12. 5.11)
社 高 等 学 校	(平.12. 5.11)
多可高等学校	(平.12. 5.10)
北条高等学校	(平.12. 5.11)
播磨農業高等学校	(平.12. 5.11)
相生高等学校	(平.12. 4.24)
相生産業高等学校	(平.12. 4.24)
竜野高等学校	(平.12. 4.24)
竜野実業高等学校	(平.12. 4.24)
新宮高等学校	(平.12. 4.24)
赤穂高等学校	(平.12. 4.21)
上郡高等学校	(平.12. 4.24)
佐用高等学校	(平.12. 4.24)
山崎高等学校	(平.12. 4.24)
千種高等学校	(平.12. 4.24)

北はりま養護学校 (平.12.5.10)

播磨養護学校 (平.12. 4.24)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

#### 公安委員会関係

明 石 警 察 署 (平.12. 4.28)

三木警察署 (平.12.5.11)

社 警 察 署 (平.12.5.11)

加西警察署 (平.12.5.11)

西 脇 警 察 署 (平.12. 5.11)

加古川警察署 (平.12. 4.28)

高砂警察署 (平.12.4.28)

竜野警察署 (平.12.4.24)

相 生 警 察 署 (平.12. 4.24)

赤 穂 警 察 署 (平.12. 4.21) 佐 用 警 察 署 (平.12. 4.24)

山崎警察署 (平.12.4.24)

事務処理は、おおむね適正と認められた。